25—02　ＰＵＤＴ

期間の計算

１．　期間の計算は、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。期間を定めるのに月又は年をもってしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期間の末日とする（特§3、実§2の5①、意§68①、商§77①）。

２．　延長された期間（特§4、実§39の2④、§54の2⑤、§45②、意§68①、商§77①、特§5、実§2の5①、意§68①、商§77①）は延長前の期間と一体をなし、合計された一つの期間として手続のできる期間が定まるものであり、「期間の末日」とは、もとの期間の起算日から計算し合計された一つの期間の末日を指称する。

　したがって、延長前の期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日等に当たっても、そこに特§3②の規定が適用されることはない（東高判昭 57.10.21（昭 57（行ケ）94 号）、東高判平 16.4.27（平成 16（行ケ）61 号））。

（改訂 H27.2）